

出版関連小委員会における議論の整理及び検討事項

平成 25 年 7 月 29 日

出版関連小委員会（第 1 回から第 4 回）における「電子書籍に対応した著作権」に係る各論点についての議論の整理及び検討事項は、以下のとおり。

1. 権利の主体

- 権利の主体となり得る者については、電子書籍の流通を増やす努力をする者や、海賊版対策を行う者が権利を持つべきといった意見や、著作者の意向を形にして流通させる者が権利を持つべきとの意見が示された。
- 出版社は既にボーナデジタルでの出版事業を行っていることや、電子出版を行うのは既存の出版者に限られないこと等により、現行の著作権を有している出版者に主体を限るべきではないとの意見が示された。

2. 権利の客体

- 権利の客体については、著作物であるかどうかを判断基準としてはどうかといった意見が示されたが、これに対し、リッチコンテンツなどに客体を広げていくと、議論の收拾がつかなくなるので、これまでの出版物の定義を逸脱しない範囲で議論すべきではないかとの意見も示された。
- ネット型のものに加え、CD-ROM、DVD、USB 等にコンテンツをいれるパッケージ型についても、「電子書籍」であると出版社としては考えているという意見が示された。

【検討事項】

- ① リッチコンテンツの取扱いをどうするか。

3. 権利の内容

出版者に専有させるべき支分権の範囲に関し、以下の3通りの意見が示されている。

(i) 複製権に加え、自動公衆送信権を専有させるべきとする意見

➤ 公衆送信権では放送・有線放送権が含まれてしまうので、自動公衆送信権でよいのではないか。

(ii) 複製権に加え、公衆送信権を専有させるべきとする意見

➤ 自動公衆送信権にすると、メールで一斉送信するようなケースが含まれなくなってしまったので、公衆送信権とするのがよいのではないか。

(iii) 複製権及び公衆送信権に加え、公衆伝達権を専有させるべきとする意見

➤ 受信されたものをディスプレイに映して見せるといった公衆伝達権も含めるのがよいのではないか。

➤ (上記意見に対して) 公衆伝達権については、いわゆる出版と呼ばれる行為とは異なるのではないか。

【検討事項】

② 「電子書籍に対応した出版権」として、出版者に専有させるべき支分権の範囲は、どのようなものが適当か。

4. 出版権者による再許諾

- 様々な形態で行われる電子書籍の流通には、出版者の配信システムだけでは対応しきれないため、配信に係る再許諾は必要であるとの意見が示されたが、これに対し、電子書籍の配信に係る再許諾については、著作権者としては出版者の判断のみで再許諾されることに不安があるため、著作権者の承諾がある場合に限り再許諾可とするのがよいのではないかといった意見が示された。また、紙の出版物の出版に係る再許諾については、原則、再許諾は不可とし、著作権者の承諾がある場合には再許諾可とするのがよいのではないかとの意見が示された。
- 利用促進の観点から、著作権者の承諾がなくとも再許諾可とする提言をしたが、それが当事者の力関係などによって歪められる、あるいは意に反して権利が設定されかねないとの危惧がどうしても残るということであれば、例えば、特許法における専用実施権のような形で、著作権者の承諾を得た場合に再許諾できる旨規定することも考えられるとの意見が示された。

5. 出版の義務・消滅請求

【出版の義務】

- 出版の義務の在り方として、現行の出版義務・継続出版義務に相当する義務を負うべきと考えてよいかについて、配信できる状態にしておけば出版の義務を果たしたことになるとすれば、配信数の少ないサイトであっても、サーバーにアップロードしさえすれば出版の義務を果たしたことになるが、このような場合には義務違反と考えるべきとの意見が示された。
- 配信までの期間について、「六月以内」という期間が適切かは検討を要するとの意見や出版者には再許諾先の配信等を適正に行わせる義務を負わせるべきとの意見が示された。

【検討事項】

- ③ 「電子書籍に対応した著作権」の設定を受けた者が負うべき義務はどのようにすべきか。

【消滅請求】

紙の出版物に係る著作権と電子書籍に係る著作権を一体の権利として「電子書籍に対応した著作権」と構成することを前提として、紙の出版物の出版に係る権利と電子書籍の配信に係る権利が同一の者に設定された場合、いずれか一方に義務違反が生じた際の消滅請求の範囲は、流通促進の観点からは、義務違反に係る権利のみを消滅請求できると考えればよいとの意見や、そのように考えるのであれば結論として、権利を別立てに構成する場合と変わらないのではないかとの意見が示された。

6. その他

【検討事項】

- ④ 権利関係の明確性の確保の観点から、「電子書籍に対応した著作権」の整備に伴い、登録制度をどのように整備すべきか。
- ⑤ 存続期間は、現行著作権と同様でよいか。
- ⑥ 制限規定の在り方については、権利の内容に合わせて整備することでよいか。

(以 上)